

役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人伊東市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）の定款第26条に基づき、役員報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(役員範囲)

第2条 報酬を支給する役員範囲は、定款第20条で定める理事、監事とする。

(報酬の支給)

第3条 センターは、役員職務執行の対価として報酬を支給することが出来る。

- 2 役員報酬は月額とする。
- 3 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない
- 4 使用人が役員を兼務する場合は、本規程で定める報酬を支給しない。
- 5 使用人が役員を兼務する場合の、使用人として支給される給与及び賞与並びに退職金は本規程に含まない。

(報酬額の決定)

第4条 役員報酬月額は、別表1「役員報酬月額」に定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

(報酬の支給日及び支給方法)

- 第5条 報酬の支給日は、毎月最終のセンターの休日でない日とする。
- 2 報酬は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
 - 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 本規程で定める報酬は、センター役員の責務に対する報酬であり、センター役員として業務執行に対する費用弁償並びにセンターが別に定める旅費規程による旅費及び日当は本規程に含まない。

(公表)

第7条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の議決を経て行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会により別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

(第3条3、4項の追加及び第6条変更並びに別表1役員の報酬月額の変更)

この規程は、令和8年7月1日から施行する。

(別表1役員の報酬月額の変更)

別表1

役員の報酬月額

- | | |
|------------|-------------------|
| (1) 理事長 | 月額 45,000 円までの範囲内 |
| (2) 副理事長 | 月額 25,000 円までの範囲内 |
| (3) 常務理事 | 月額 20,000 円までの範囲内 |
| (4) 理事及び監事 | 月額 10,000 円までの範囲内 |